

七宗町で森林整備協定を締結 民有林と連携した森林整備

〔岐阜署〕3月24日、七宗町役場において、「七宗町上麻生地区森林整備推進協定締結式」が開催されました。締結式では、岐阜森林管理署長、七宗町長、(七宗町上麻生財産区管理者七宗町長)、岐阜県可茂農林事務所長、独立行政法人森林研究所森林農地整備センター岐阜水源林整備事務所長、公益社団法人岐阜県森林公社理事長、可茂森林組合代表理事組合長の6名(7機関)により協定書への署名がなされました。

本協定は、平成22年9月に岐阜県と中部森林管理局において締結した、森林の持つ多面的な機能の持続的発揮及び木材の安定供給等を目的とした「岐阜県における健全で豊かな森林づくりの推進に関する覚書」に基づき、七宗町で森林共同施業団地を設定し協定締結の運びとなったものです。本協定の目的は、民有林と国有林が連携し間伐等の森林整備や作業路網の整備に取り組み、林業の生産性向上や林業事業体の育成・強化、木材の安定供給等の着実な推進を図り、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるとともに、上麻生地区における林業・木材産業の活性化に資することを目的としています。この森林共同施業団地は、民有林2,004ha 国有林914ha 計2,918ha 国有林は31%となります。協定期間は、平成27年度から平成33年度までの7年間としています。

森林整備実施計画の期間は、当面飛騨川森林計画区の残期間となる平成27年度から28年度の2年間を計画し、搬出間伐78ha計画しています。

路網整備は、森林作業道を7,200mを計画し、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備を推進することとしています。なお、3から7年目の実施計画については、協定者間で引き続き検討することとしています。

署名後の会見で、森川岐阜森林管理署長は「本協定は人工林が利用期を迎えつつある中で、県内に複数の大型加工施設等が整備され高まる需要に応えて行くことから意味深いものと考えている。」、井戸七宗町長は「上麻生地区の森林整備が推進出来ることになり

大変喜んでいる。」、鈴木可茂森林組合長は「上麻生地区は急峻な地形で民有林からは路網整備が出来なかったが、今後は、国有林から路網開設ができることで、民有林の森林整備が加速できるものと考えており大変ありがたい。」と挨拶されました。

この協定締結はスタートであり、今後、各機関と連携を図り森林整備の推進に取り組んでいきます。



調印を終えた協定者